

# 令和 8 年度棚田地域振興関連予算概算決定 (詳細版)

---



**内閣府**  
**地方創生推進事務局**

令和 8 年 2 月

# 目次（1/3）

---

## 総務省

- ① ふるさとワーキングホリデー推進事業 ……1
- ② 過疎地域持続的発展支援交付金 ……5
- ③ 地域おこし協力隊 ……7
- ④ 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 ……8
- ⑤ 特定地域づくり事業の推進 ……10

## 文部科学省

- ⑥ 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ……11
- ⑦ 健全育成のための体験活動推進事業 ……12

## 文化庁

- ⑧【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】文化的景観保護推進事業 ……13
- ⑨【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】  
歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 ……14
- ⑩【国宝重要文化財等防災施設整備費補助金】重要文化財等防災施設整備事業 ……15
- ⑪ 地域文化財総合活用推進事業 ……16
- ⑫ 伝統文化親子教室事業 ……18

# 目次（2/3）

## 農林水産省

- ⑬ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ ……19
- ⑭ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 ……20
- ⑮ 環境保全型農業直接支払交付金 ……21
- ⑯ 集落営農連携促進等事業 ……22
- ⑰ 中山間地域等直接支払交付金 ……23
- ⑱ 農山漁村振興交付金 ……24
- ⑲ 鳥獣被害防止総合対策交付金 ……36
- ⑳ 多面的機能支払交付金 ……37
- ㉑ 農業農村整備関連事業 ……38
- ㉒ 地すべり対策事業 ……51
- ㉓ 農地集約化促進事業 ……52
- ㉔ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 ……53

## 林野庁

- ㉕ 治山事業のうち地すべり防止事業 ……54
- ㉖ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち  
森林・山村地域活性化振興対策のうち  
里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 ……55

# 目次（3/3）

---

## 国土交通省

- ②7 景観改善推進事業 ……56
- ②8 地すべり対策事業 ……57
- ②9 空き家対策総合支援事業 ……60
- ③0 二地域居住先導的プロジェクト実装事業 ……61
- ③1 特定居住支援法人によるマッチングの支援 ……61

## 観光庁

- ③2 新たな交流市場・観光資源の創出事業 ……62
- ③3 ユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備 ……63
- ③4 地域観光資源の多言語解説整備促進事業 ……64
- ③5 観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業 ……65
- ③6 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 ……66

## 環境省

- ③7 指定管理鳥獣対策事業交付金 ……67
- ③8 エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業 ……68

## 内閣府

- ③9 地域未来交付金 ……69

# ふるさとワーキングホリデー（H28～）

R8 概算決定額：30百万円  
(R7 予算額：30百万円)

- 都市部の人などが一定期間（2週間～1か月程度）地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。



## 参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



## 自治体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



## 実績

- H28～R6において、**5,979名**が参加（R6は、**66団体**が実施し、**858名**が参加）
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向があると回答
- 参加後、**同地域において、移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍する**などの例



## 地元農家・企業等

【農業・漁業・林業・旅館・観光業 等】  
人手不足の解消が図れるとともに、都市部の若者等との交流が生まれる。

## 財政措置等により支援（総務省）

### 広報支援

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS（Instagram、X、facebook）の運用
- インターネット広告の実施
- 合同説明会の開催
- イベント出展 等

### 地方財政措置

- 地方公共団体が実施するふるさとワーキングホリデーに要する経費について**特別交付税措置（措置率0.5 財政力補正あり）**
- **対象地域**
  - ①三大都市圏外の市町村
  - ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
  - ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてふるさとワーキングホリデーを行うものに限る。）
- **対象経費の上限**  
1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数  
[対象経費]  
参加者の募集に要する経費、申込みの受付に要する経費、受入の準備に要する経費、相談窓口の開設に要する経費、滞在场所の確保に要する経費、受入企業等と参加者の労働契約の締結、労務の提供開始に要する経費、オリエンテーションや交流イベント・学びの場等の各種企画調整、実施に要する経費、参加者の活動への支援に要する経費

# ふるさとワーキングホリデーの実績等

## 就労内容(例)

- 農業(特産品等)
- 旅館、ホテル
- 酒造業
- 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- 観光業(スキー場、伝統工芸販売等)等



## 地域との関わり(例)

- 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- 地域イベントの運営体験
- 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊等



## 受入実績

5,979人が参加(H28.4~R7.3)

### OR3年度(29団体)(参加者303名)

岩手県、大分県、沖縄県、釧路市・鷹栖町・東川町・剣淵町・浦河町・広尾町・幌加内町(北海道)、盛岡市(岩手)、気仙沼市(宮城)、利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、長野市・大町市・伊那市(長野)、下呂市(岐阜)、川上村(奈良)、府中市(広島)、岩国市(山口)、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村(高知)

### OR4年度(49団体)(参加者572名)

岩手県、石川県、鳥取県、高知県、徳島県、鹿児島県、沖縄県、釧路市・浦河町・東川町・幌加内町・広尾町・弟子屈町・剣淵町・新得町(北海道)、黒石市(青森)、盛岡市(岩手)、気仙沼市・石巻市(宮城)、大館市(秋田)、村山市(山形)、五泉市・南魚沼市・上越市・妙高市・粟島浦村(新潟)、氷見市(富山)、利島村(東京都)、長野市・大町市・伊那市・小川村(長野)、下呂市・関市・白川町(岐阜)、南伊豆町(静岡)、蒲郡市(愛知)、川上村(奈良)、南部町(鳥取)、府中市(広島)、岩国市(山口)、徳島市(徳島)、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村・芸西村(高知)、えびの市(宮崎)

### OR5年度(57団体)(参加者756名)

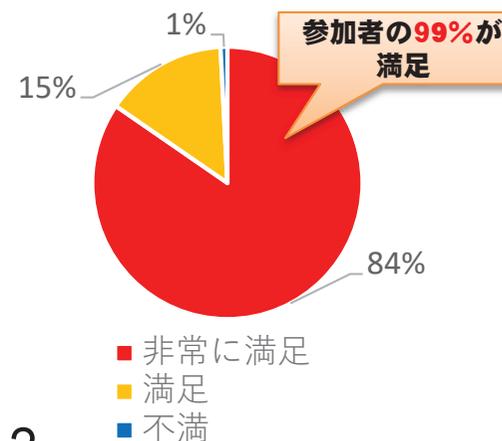
富山県、石川県、静岡県、徳島県、高知県、沖縄県、岩見沢市・秩父別町・士別市・東川町・広尾町・釧路市・弟子屈町・羅臼町・浦河町(北海道)、黒石市(青森県)、石巻市・気仙沼市(宮城県)、大館市(秋田県)、村山市(山形県)、只見町(福島県)、いばらき県央地域(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)、利島村(東京都)、妙高市・五泉市・粟島浦村・南魚沼市(新潟県)、伊那市・大町市・長野市(長野県)、下呂市・関市・瑞浪市・白川町(岐阜県)、蒲郡市(愛知県)、川上村(奈良県)、府中市(広島県)、岩国市(山口県)、徳島市・鳴門市(徳島県)、松野町(愛媛県)、東洋町・馬路村・芸西村・香南市・須崎市・中土佐町(高知県)、志布志市・知名町(鹿児島県)

### OR6年度(66団体)(参加者858名)

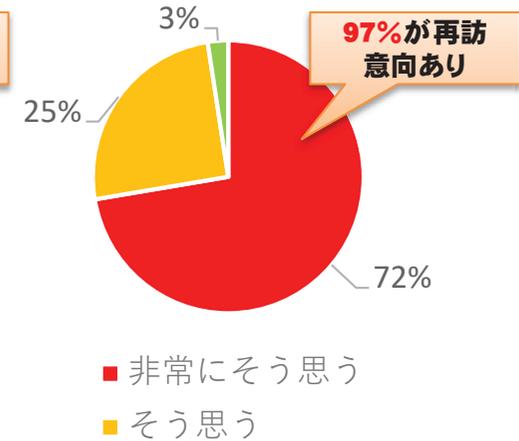
青森県、岩手県、鳥取県、徳島県、沖縄県、釧路市、岩見沢市、士別市、秩父別町、北竜町、東川町、浦河町、新ひだか町、広尾町、羅臼町(北海道)、黒石市(青森県)、一関市(岩手県)、石巻市・気仙沼市(宮城県)、大館市(秋田県)、只見町(福島県)、いばらき県央地域(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)、水戸市(茨城県)、利島村(東京都)、妙高市、五泉市、南魚沼市、粟島浦村(新潟県)、魚津市(富山県)、伊那市・大町市(長野県)、瑞浪市・下呂市・白川町(岐阜県)、東伊豆町・南伊豆町(静岡県)、蒲郡市(愛知県)、南伊勢町(三重県)、川上村(奈良県)、府中市(広島県)、岩国市(山口県)、徳島市・鳴門市(徳島県)、伊予市・松野町(愛媛県)、須崎市、宿毛市、香南市、東洋町、北川村、馬路村、芸西村、中土佐町、佐川町、四万十町、大月町(高知県)、小林市(宮崎県)知名町(鹿児島県)

## 参加者へのアンケート結果

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度



参加した地域への今後の継続的な訪問意向



# ふるさとワーキングホリデー 活用事例

## 北海道 釧路市 参加実績：3名

### 【就労内容】

- 農業：ワインブドウの栽培管理・収穫  
牧場の手伝い・子牛の哺育
- IT：システムエンジニアのサポート業務
- 自動車整備：アシスタント業務



### 【地域との関わり】

- 地岸壁炉端での夕食会、湿原散策など（秋季）
- ワカサギ釣り体験、スケート体験など（冬季）



### 【成果】

- 参加者の中には自主的に再訪問している方や、市で募集している「**地域おこし協力隊**」に応募する方もおり、**リピーターの確保**につながっている。
- 今まで当市を知らない・来訪したことがなかった方に対するプロモーションを図ることができたほか、地域との**継続的な関わり**が見込めそうな人材の発掘を行うことができています。

## 新潟県 南魚沼市 参加実績：60名

### 【就労内容】

- 農業：しいたけ、スイカの収穫、コシヒカリの生育管理
- 観光業：グランピング、スキー場、  
レストランの運営補助
- 宿泊業：キャンプ場施設スタッフ、旅館スタッフ等



### 【地域との関わり】

- 地元中高校生との対話型イベントに参加
- 商店街イベントへの参加、広報冊子の編集を通じた取材



### 【成果】

- 参加者全員が1軒の古民家で共同生活を行い、寝食を共にすることでの新たなコミュニケーションの機会になった。
- ふるさとワーキングホリデーの**リピーター**や、この事業をきっかけに、企業のインターンや**地域おこし協力隊**としてふるさとワーキングホリデーの運営に携わるなど、次の関わりを求め、学生も出てきている。

## 岐阜県 白川町 参加実績：14名

### 【就労内容】

- 飲食業・サービス業・観光業・宿泊業
- 農業・まちづくり事業・製造業
- 教育事業



### 【地域との関わり】

- 夏祭り、山登り、星空観察会、味噌づくり、醤油しぼり
- 学校キャンプ、有機農家フェス 等



### 【成果】

- R4・R5年度のふるさとワーキングホリデー参加者**22名中4名**が移住に繋がった。  
**内2名が新卒**で町内企業に就職した。
- プログラム参加後も参加者が交流できる機会を設けていることもあり、**継続的に町に関わってくれている方**が多い。

## 高知県 馬路村 参加実績：23名

### 【就労内容】

- 飲食業、観光業、サービス業、宿泊業
- 農業



### 【地域との関わり】

- 森林間伐体験
- ゆず絞り体験、ゆずのお寿司作り体験
- お花見や交流会



### 【成果】

- 観光、ふるさと納税、馬路村特別村民への登録、馬路村役場・農協などのSNSのフォロー、大学卒業論文のために再来訪、移住フェアの参加、地域住民との継続的交流などワーキングホリデーの枠を超えた**関係人口の拡大**につながっている。

## ふるさとワーキングホリデーの広報事例

# ポータルサイトやSNSで募集情報、地域の魅力などを掲載しています。

- ▶ 最新情報は、「ふるさとワーホリ」で検索！！
- ▶ 各自治体でのお仕事やイベントの募集情報を多数掲載中です。
- ▶ SNSでも随時情報発信中、ぜひフォロー、いいねをお願いします！！

ふるさとワーホリ

検索



- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
  - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
  - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
  - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
- 下記事業については、限度額を上乗せ
    - ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
    - ② ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
    - ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

### 【参考】

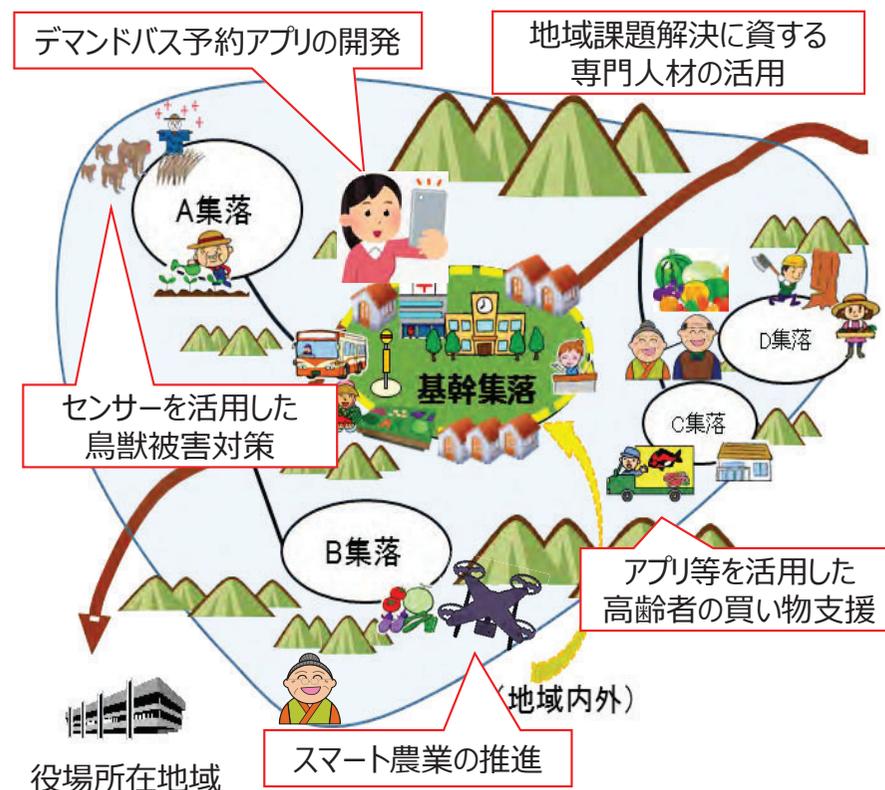
#### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

#### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

- 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、I C T等技術活用事業を支援。

## 施策の概要

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 対象地域       | 過疎地域                            |
| (2) 事業主体       | ・過疎市町村<br>・都道府県（人材育成事業のみ）       |
| (3) 交付対象経費の限度額 | 2,000万円                         |
| (4) 交付率        | ・過疎市町村：定額<br>・都道府県：1/2又は6/10（※） |

※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

### (5) 対象事業

#### ● 人材育成事業（過疎市町村、都道府県）

- ・地域リーダーの育成
- ・他地域との交流やネットワークの強化 等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

#### ● I C T等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・集落等のテレワーク環境整備
- ・オンラインでの健康相談
- ・アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・センサーを使った鳥獣対策 等

## 人材育成事業のイメージ



### 【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

## I C T等技術活用事業のイメージ



### 【実施例】

A Iを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

## 地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和6年度は7,910人であり、隊員数を10,000人とする目標を掲げている（地方創生に関する総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

### 制度周知・隊員募集

#### ■ 戦略的な広報の取組強化

**拡充** インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

#### ■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援

- 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

#### ■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



### 隊員活動期間中

#### ■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

#### ■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

#### ■ 各種研修会等の実施

- 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



- **拡充** 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

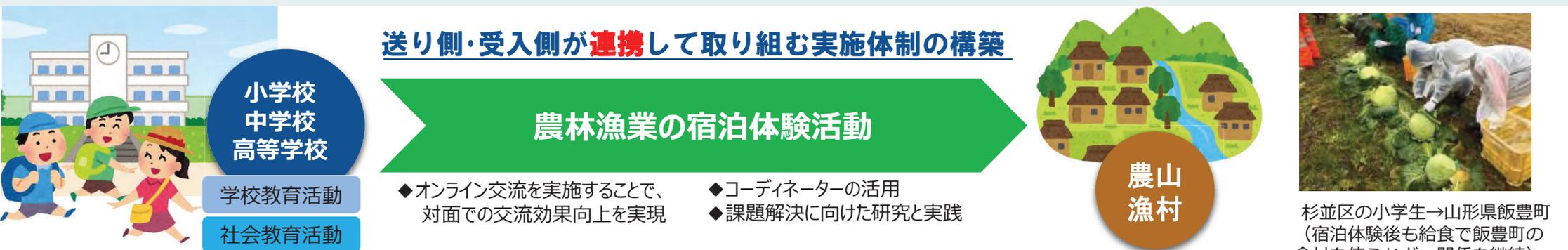
### 任期後

#### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



杉並区の小学生→山形県飯豊町  
 (宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続)

## ① 子供農山漁村交流支援事業 (上限: 1組あたり250万円)

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、子ども、教員等の宿泊費用、旅費等

## ② 体験交流計画策定支援事業 (上限: 100万円)

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

## ③ 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。



首都圏を中心とした  
 角川ドワンゴ学園の中高生→  
 福島県西会津町  
 (町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。定員15名に対して112名の応募)

### POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です

# 子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置



## 1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

- ① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- ② 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

### 住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・ 農林漁業作業体験
- ・ 収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・ 伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など） など

## 2 対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

- ① **推進協議会**（都道府県・市町村）に要する経費
  - ② **地域協議会**（送り側・受入側）の運営に要する経費
  - ③ **小学生・中学生の宿泊体験活動**に要する経費（※）
- ①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

### (※)の例

- ・ 子供や教員に係る宿泊費用
- ・ 教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ・ 事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品） など

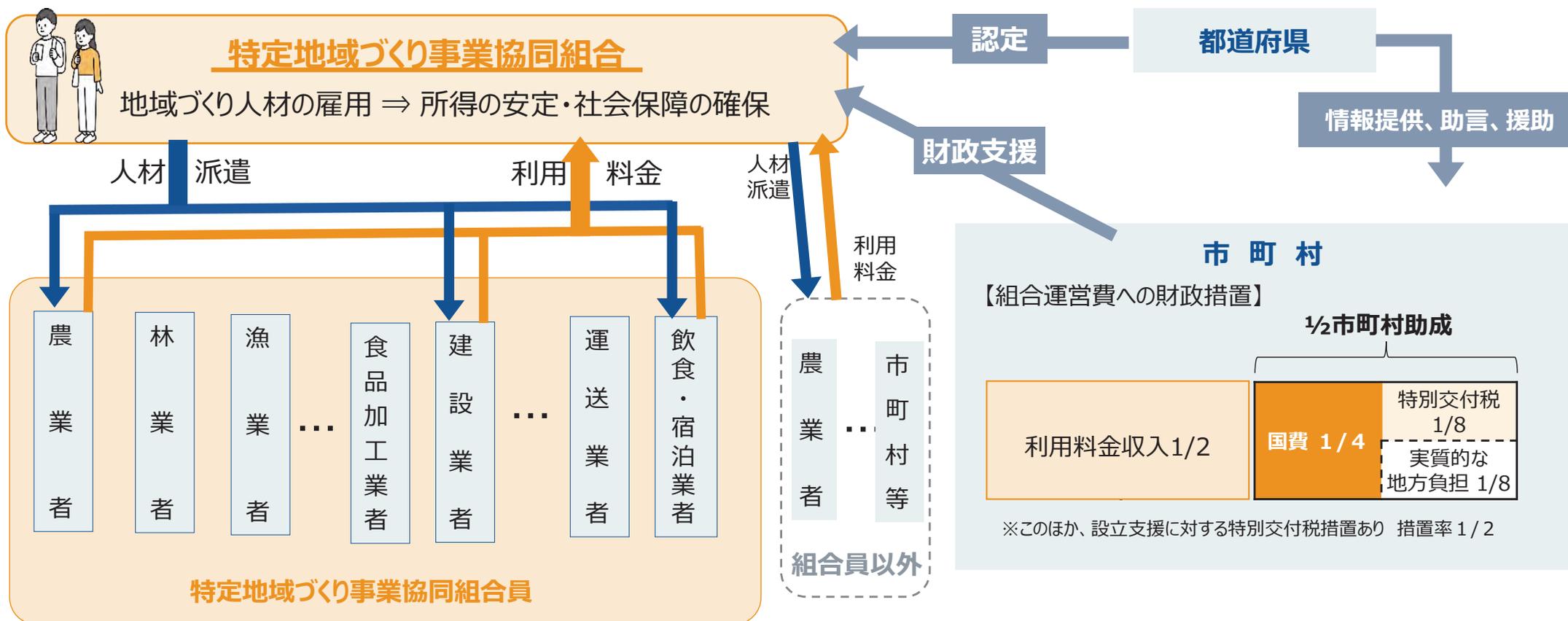
### POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

# 特定地域づくり事業協同組合制度

R8概算決定額 6.2億円  
※内閣府予算計上

- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



## POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和  
(員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和)

# 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

令和8年度予算額（案）  
（前年度予算額）

67百万円  
71百万円



文部科学省

## 現状・課題

- 体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、自己肯定感や自律性、協調性、積極性等の非認知能力を育むためにも重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちの**リアルな体験不足に拍車がかかっている。体験活動に関心を示さない子供の割合も多く**、体験活動の効果や有用性を広めるための啓発が重要である。
- また、公的機関が行う自然体験活動に関する行事に参加しなかった理由として、保護者が**団体や行事などがあることを知らないから**との回答割合が多く、様々な団体等が提供している体験活動の情報発信を行い、普及していく必要がある。
- **国をはじめ多様な関係者が連携し、子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動を推進**する必要がある。

【経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）】

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

(略) **豊かな感性や創造性を育むための体験活動・読書活動を推進する**とともに、(略)

【こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）】

第3 こども施策に関する重要事項

1. ライフステージを通じた重要事項

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(略) 年齢や発達段階に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、**地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。**

## 事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。



	事業名	詳細	件数・単価	対象
1	全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 【委託：継続 H23～】	青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。	1箇所×約11百万円	青少年団体、企業、自治体等
2	青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業 【委託：継続 H25～】	青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。	1箇所×約9百万円	
3	教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業 【委託：継続 R3～】	長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。	継続3箇所×約4百万円 新規2箇所×約6百万円	
4	青少年の体験活動推進企業表彰 【直轄：継続 H25～】	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。	-	

### アウトプット（活動目標）

- ・体験活動を定着させるための普及啓発事業の実施。
- ・教育的効果の高い長期自然体験活動の実施。
- ・体験活動を実施した企業等に対する表彰の実施。

### 短期アウトカム（成果目標）

- ・体験活動に関心を示さない子供の減少。
- ・当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- ・応募企業数が直近3年の平均を上回る。

### 長期アウトカム（成果目標）

学校以外の自然体験活動に参加する子供の増加。

### インパクト（国民・社会への影響）

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力（自己肯定感、自律性、協調性、積極性等）が育成される。

## 事業目的

- 子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

## 事業概要

### 学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

#### （1）宿泊体験事業

##### ①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する補助

##### ②学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

##### ③不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における取組（1泊2日以上または日帰り）に対する補助

#### （2）地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



### 経済財政運営と改革の基本方針2025

（R7.6.13閣議決定）

『質の高い公教育の再生  
豊かな感性や創造性を育むための体験活動  
（略）等を推進するとともに…』

### 地方創生2.0基本構想

（R7.6.13閣議決定）

『関係人口との地域をマッチングする中間支援組織を育成しつつ、こどもの農山漁村体験の推進や棚田の保全・振興を通じた地域外の住民の参画など様々なコンテンツを活用し新しい人材の組み合わせを促す個別の取組への支援に取り組む。』

### 教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実  
・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。  
・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、謝金、交通費、会場借料 等	補助割合	国 1 / 3

# 文化的景観保護推進事業

令和8年度予算額（案） 257百万円  
（前年度予算額 257百万円）  
【令和7年度補正予算額 43百万円】



## 現状・課題

人が自然と関わりあう中で形作られてきた棚田や里山等の文化的景観には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められているが、近年の開発や農林漁村の衰退、過疎化等により、その文化的価値が保護されずに消滅しつつある状況にある。

この文化的景観の保護を図るため、都道府県又は、市区町村からの申し出に基づき、景観法で定める景観計画地区又は景観地区の中にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定しており、都道府県又は市区町村が行う修理や保存のために必要な措置に対して支援を行っている。



佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観  
（新潟県佐渡市）

## 事業内容

### ● 補助対象事業

- (1) 調査事業
- (2) 保存活用計画策定事業
- (3) 整備事業
- (4) 普及・啓発事業

### ● 補助事業者：地方公共団体

### ● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

## 景観の把握・整備を通じて、地域の魅力向上と保護機運を醸成

### 地区の把握



現地調査  
（愛媛県西予市）

### 住民の取組による地区保全



ワークショップ等による計画づくり  
（岩手県遠野市）



住民参加による修理  
（石川県輪島市）

### 公開活用



古民家を活かしたガイド施設  
（長崎県新上五島町）

## 住民主体による景観整備、地域防災、環境保全、地域の活性化

### アウトプット（活動目標）

- 重要文化的景観の修理・修景等の整備事業を実施した地方公共団体の数

令和8年度	令和9年度
45	45

### 短期アウトカム（成果目標）

- 文化的景観の歴史的変遷等の把握
- 文化的景観の文化財としての価値の維持と向上
- 文化的景観の環境保全及び防災性能の向上

### 長期アウトカム（成果目標）

- 地域の風土により形成された景観地をいかしたまちづくりの推進
- 地域の魅力向上と活性化
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成

# 歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業

令和8年度予算額（案）  
（前年度予算額  
【令和7年度補正予算額

4,007百万円  
4,507百万円）  
3,680百万円】



## 現状・課題

史跡名勝天然記念物等は本質的価値の保存が必要であり、劣化により修理や復旧が必要となった場合には速やかに処置を行わなければ損壊が拡大してしまう。

しかし、近年、経年による劣化や自然災害の増加などから総事業量が増加していることから、修理が遅れ、工期の長期化や更なる損壊が生じる状況となっている。我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するため適正な周期で修理等を実施できるよう支援する必要がある。



## 事業内容

### ● 補助対象事業

#### （1）史跡等総合活用整備事業

ア 復旧（保存修理）

イ 環境整備

ウ 活用施設整備等

#### （2）先端技術活用事業

### ● 補助事業者：所有者、管理団体等

### ● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

## 保存と活用の一体的整備

### ガイダンス施設・案内板等の整備

- ・情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- ・多言語化により訪日外国人に対応



史跡「キウス周境墓群」のガイダンス施設整備（北海道千歳市）

### 保存・修理整備

- ・適切な周期に則った保存整備



特別史跡無量光院跡での修景整備（岩手県平泉町）

魅力ある活用を図るための環境の整備  
観光客を呼び込み長時間滞在を実現  
文化財を通じた地域の活性化の達成



史跡「長柄松山古墳群」第1号墳での復元整備（神奈川県逗子市・葉山町）

### 歴史的建造物の復元整備

- ・地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- ・観光資源としての史跡等の価値向上



特別史跡多賀城跡附寺跡での南門復元（宮城県多賀城市）

### 先端技術活用（石垣調査）



史跡「島原藩主深溝松平家墓所」での石垣測量（愛知県幸田町）

## アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

495件(37件)

## 短期アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化

適正な修理周期

概ね 30年

## 長期アウトカム（成果目標）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

※括弧内の件数は重要文化財等防災施設整備事業による史跡等の整備件数  
文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

# 重要文化財等防災施設整備事業

令和8年度予算額（案） 2,314百万円  
 （前年度予算額 2,314百万円）  
 【令和7年度補正予算額 9,461百万円】



## 背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用にあたっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。（補助率：最大85%）

## 事業内容

### 【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況等による補助率の加算あり（最大35%）

### 【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

### 早期発見



### 初期消火



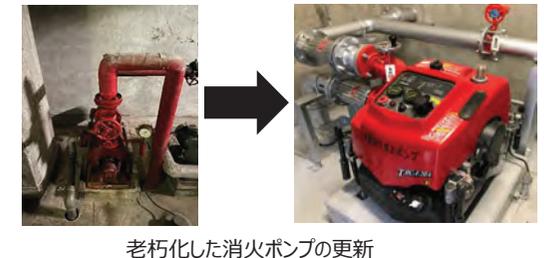
### 延焼防止



### 耐震対策



### 老朽化対策



### アウトプット（活動目標）

文化財建造物の防火・耐震対策完了数（数値は累計）

区分	名称	R6年度	R8年度	R12年度
防火	世界遺産・国宝	64件	70件	106件
	大規模な重要文化財	2棟	4棟	42棟
耐震	不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財	95棟	106棟	139棟

### 短期アウトカム（成果目標）

文化財建造物の防火・耐震対策完了数（数値は累計）

区分	名称	R17年度末
防火	世界遺産・国宝	107件
	大規模な重要文化財	42棟
耐震	不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財	194棟

### 長期アウトカム（成果目標）

世界遺産・国宝等について、激甚化・頻発化する災害により滅失・毀損することがないように重点的に対策を講じる。

# 地域文化財総合活用推進事業

令和8年度予算額（案） 1,210百万円  
（前年度予算額） 1,170百万円  
【令和7年度補正予算額 1,321百万円】



## 目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

## 事業概要

## 取組内容

### ◆地域文化遺産

400百万円

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した人材育成や普及啓発等の特色ある取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援



(民俗芸能大会の開催)

### ◆地域伝統行事・民俗芸能等

401百万円

伝統行事等の用具の修理、後継者養成、記録作成等の取組に対して支援することにより、地域活性化を推進

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成等の取組を支援



(用具整備の実施)

### ◆文化財保存活用地域計画作成

245百万円

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

文化財保存活用地域計画を市区町村が作成するための現地指導等支援や、文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施。



(自治体との協議)

### ◆世界文化遺産

93百万円

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティアガイド等の養成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイド育成研修の実施)

### ◆ユネスコ無形文化遺産

12百万円

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域で行われる、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に関するボランティアガイドの養成やシンポジウムの開催、保護活用に係る課題解決のための調査研究等を支援



(調査研究の支援)

### ◆地域のシンボル整備等

43百万円

地域計画等を作成しており、かつ地域の核（シンボル）である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援



(建造物の修理)

## 現状・課題

文化遺産は、地域の人々の心のよりどころとして地域に活力を与える国民共有の財産であるが、過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退により保存維持の担い手が不足し、消失の危機にある。文化遺産が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難である。

一方で、地域の文化遺産は、地域文化の多様さ、豊かさを示すものであり、交流人口の増加など地域経済にも貢献することから、その積極的な活用が期待されている。このため、地域文化遺産を活用した取組を支援し、地域活性化を推進することが急務となっている。

## 事業内容

### 地域文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

#### <補助対象>

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

#### <補助金の額>

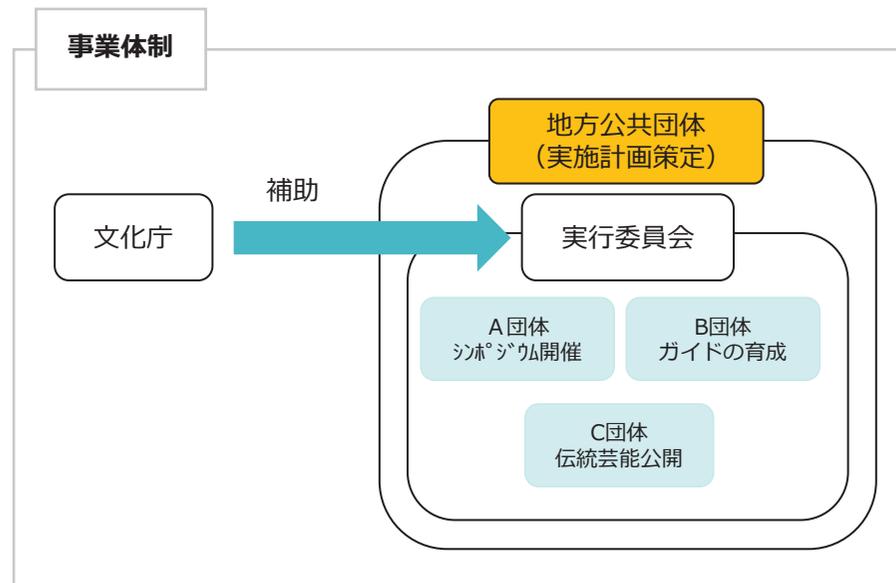
補助対象経費の85%が上限

件数・単価

約80件×500万円程度

事業開始年度

令和元年度



民俗芸能大会の開催



ボランティアガイドの育成

### アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

### 短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への参加者数の増加

### 長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

# 伝統文化親子教室事業

令和8年度予算額（案）  
（前年度予算額）

1,488百万円  
1,488百万円



## 現状・課題

次代を担う子供たちが親子で楽しみながら伝統文化に触れることは、文化的な伝統を尊重する心や先人への尊敬を深めるとともに、創造力と感性を涵養し、将来にわたり伝統文化に継続して携わるきっかけとなる。このため、舞踊等の「伝統文化」、茶道、華道、書道、和装、五節句等の「生活文化」、囲碁、将棋等の「国民娯楽」（以下「伝統文化等」という。）を計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供が求められている。また、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事や芸能、生活文化の担い手が減少し、継承が困難となっていることから、伝統文化等の裾野拡大を図ることは喫緊の課題である。



阿波木偶箱まわし伝承教室  
（地域展開型）



邦楽「千寿伝統文化を広める会」  
（教室実施型）

## 事業内容

子供たちが親とともに、舞踊、茶道、華道、書道、和装、五節句、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得するきっかけ作りや、体験・修得機会を計画的・継続的に提供する取組を支援

### 体験機会の提供、幅広い参加の促進

### 継続的・計画的な体験・修得機会の提供

伝統文化等の確実な継承・発展  
子供たちの豊かな人間性の涵養

地方公共団体等が、教室実施型・統括実施型の指導者等と連携し、幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する

**地域展開型 388百万円（388百万円）** 事業開始年度：平成30年度  
実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等

連携

地域の子供たちに計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する

**教室実施型 806百万円（806百万円）**

事業開始年度：平成26年度  
実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

体験・修得機会の格差解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する

**統括実施型 203百万円（203百万円）**

事業開始年度：令和3年度  
実施主体：統括団体等



○審査経費等 91百万円(91百万円)  
審査業務のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。

### アウトプット（活動目標）

事業実施団体数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室実施型	3,200	2,600	2,600
統括実施型	15	12	12
地域展開型	70	90	90

### 短期アウトカム（成果目標）

伝統文化等を体験する子供の数の増加

- 教室実施型 62,500人
- 統括実施型 11,400人
- 地域展開型 19,200人

### 中期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型  
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。
- 地域展開型  
伝統文化親子教室事業に参加した子供の意識が肯定的に変化することを目指す。

### 長期アウトカム（成果目標）

- 教室実施型・統括実施型  
参加した子供が伝統文化等に関する活動等、継続的に伝統文化等に携わっていることを目指す。
- 地域展開型  
参加した子供が体験事業後も伝統文化等に携わっていることを目指す。

# 強い農業づくり総合支援交付金

令和8年度予算概算決定額 12,013百万円（前年度 11,952百万円）

## <対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

## <事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t [令和12年まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10% [2030年度まで]）等

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

### 2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

#### ① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

#### ② 重点政策の推進

国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

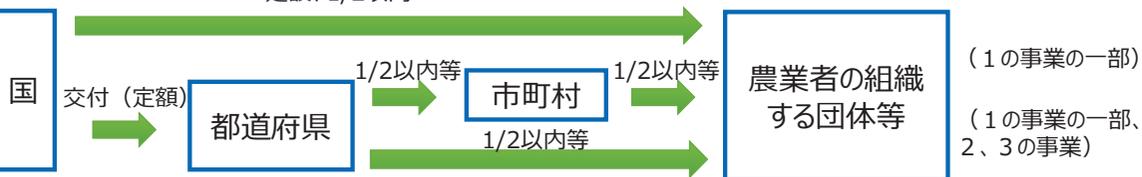
### 3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

農業構造の転換を支援	<b>1 食料システム構築支援タイプ（国直接採択・都道府県交付金）</b> ・助成対象：整備事業（農業用施設） ソフト支援（農業用機械、実証等） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 作成 <b>食料システム構築計画（3年）</b> 新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。 食料システム構築計画のイメージ 【①生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設等 拠点事業者 + 連携者 【②供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設等 【③実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設等 「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援
	<b>2 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県交付金）</b> ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進 2. ①のメニューとは別枠で <b>国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成</b> といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備
産地競争力の強化	<b>3 卸売市場等支援タイプ（都道府県交付金）</b> ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円
食品流通の合理化	

## <事業の流れ>

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（3の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

# スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

令和8年度予算概算決定額 2,530百万円 (前年度 30百万円)

〔令和7年度補正予算額 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策) 15,658百万円〕

## <対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

## <事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年度まで]

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

#### ①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。  
【補助上限額：500万円】

#### ②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円】

#### ③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

### 1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

#### ○スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良

#### ○農業支援サービスの育成加速化支援 (ソフト・セミハード・ハード)

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援 (ソフト・セミハード)

・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援 (ハード)



(例)  
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



#### ○農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

### 2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

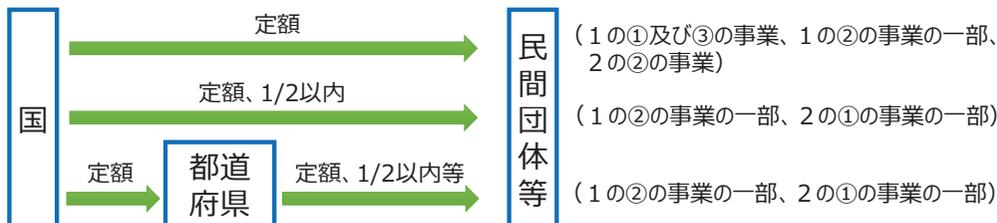
#### ①スマート技術体系転換加速化支援

スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。

#### ②全国推進事業

スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

## <事業の流れ>



### 2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

#### ○スマート技術体系転換加速化支援



(例)  
自動操舵システム+直播栽培による作期分散 [水稻]



(例)  
自動追従システム+省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化 [果樹・茶]



(例)  
AI選別+大型機械による一斉収穫・選別 [畑作物]



(例)  
高温障害の影響を低減する生育予測システム+機械による一斉収穫 [露地野菜]

#### ○全国推進事業 先進的な取組の横展開

【お問い合わせ先】農産局技術普及課 (03-6744-2107)

### <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

### <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

### <事業の内容>

#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686百万円（前年度2,686百万円）

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 

**化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118百万円（前年度118百万円）

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

### <事業イメージ>

#### 【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

#### ▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 <sup>注1</sup>	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 <sup>注2</sup>		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稻）又は1t（水稻以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 <sup>注2</sup>		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 <sup>注2</sup>	そば等雑穀、飼料作物以外	総合防除実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔除草管理や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

注1 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施した上で、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円/10aを加算。

注2 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

- #### ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組
- ※交付単価は、都道府県が設定します。  
※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

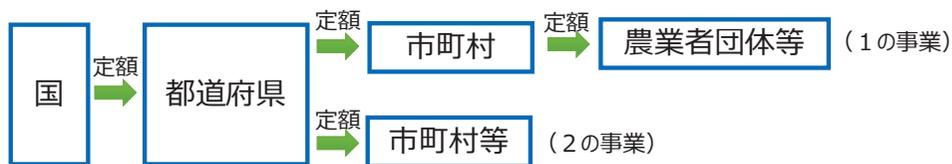
#### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、交付金が減額されることがあります。

- 21 - 【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

### <事業の流れ>



## <対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併による**、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立等**に向けた取組を支援します。

## <事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割 [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

### ① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。 【定額】

### ② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓など**に取り組む経費 【定額】

イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費** 【1/2以内】

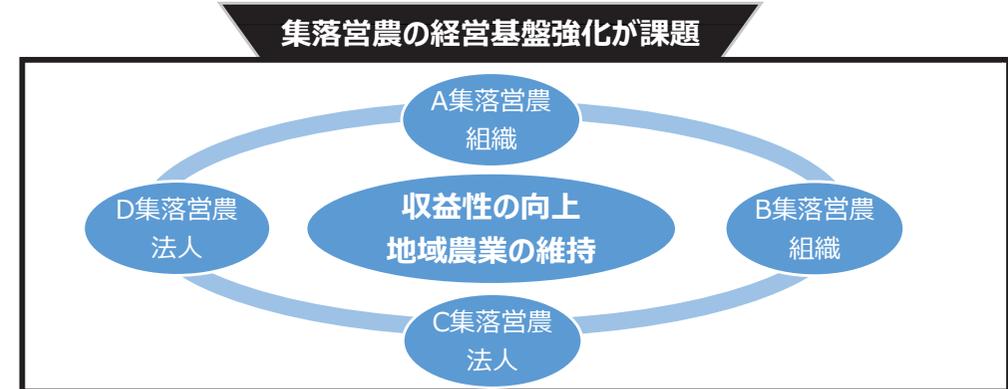
### ③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。 【定額】

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



## 課題を乗り越えるための新たな取組（例）

ビジョン	具体的な取組
組織新設や組織間連携による、地域農業や経営健全性の維持	コーディネーター等応援人材の活用、 <b>経理の明確化</b> に必要なITツール導入
収益力強化の柱となる経営部門の確立	高収益作物の試験栽培、加工品の試作、 <b>販路開拓</b> などに係る経費
具体的な取組の中核となる <b>人材の確保</b>	<b>新たな農業人材の雇用</b> に係る賃金・社会保険料など
信用力の向上、就労環境の整備など <b>経営発展を支える組織体制の強化</b>	<b>法人化</b> に係る定款作成・登記等の経費
効率的な <b>生産体制</b> の確立	<b>共同利用機械等の導入経費</b>

## <対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

## <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

## <事業の内容>

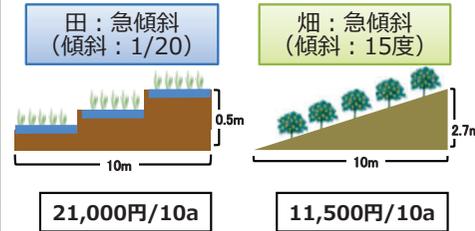
## <事業イメージ>

### 1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



〔「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

#### <事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等  
（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
<b>ネットワーク化加算</b> 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※3) （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
<b>スマート農業加算</b> 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動  
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

## <対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押しします。

## <事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

## <事業の全体像>

### 農山漁村地域

#### 地域資源活用価値創出対策

##### 地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

#### 地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

#### 創出支援型



官民共創による地域課題解決

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

##### 地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

#### 定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備

（関連事業）  
地域資源活用価値創出委託調査事業

#### 農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修



遊休資産を活用した滞在施設の整備

#### 農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

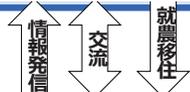
### 都市部

#### 都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



地域社会の維持・活性化

### 中山間地域等

#### 中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



農村RMOの形成



高収益作物の導入



栽培技術のeラーニング

#### 最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援します。



土地利用構想の作成 農地の粗放的利用 荒廃農地の再生



#### 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

<対策のポイント>

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇  
 用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。 ※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充事項



1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型



官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

③農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

④農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修

遊休施設を活用した滞在施設の整備

③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、**地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらう**ことを入口に、**地域資源を活用した付加価値の創出や農村関係人口の拡大、二地域居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進**します。

<事業目標>

農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数（1,190市町村 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化**に向けて、**アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。
- ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用**等を支援します。  
 【事業期間：2年、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】  
 ※条件不利地においては、事業期間・交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、事業期間・交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村関わり創出事業

農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成**等を支援します。  
 【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化**や、**農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成及び企業等と農業・農村の協働**に向けた**情報発信の取組**を支援します。  
 【事業期間：1年、交付率：定額】



地域の活動計画の策定  
 (ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動  
 (高齢者の移動確保)



農村プロデューサー養成講座  
 (講師による講義)



農村プロデューサー養成講座  
 (対面講義)  
 (ワークショップ)

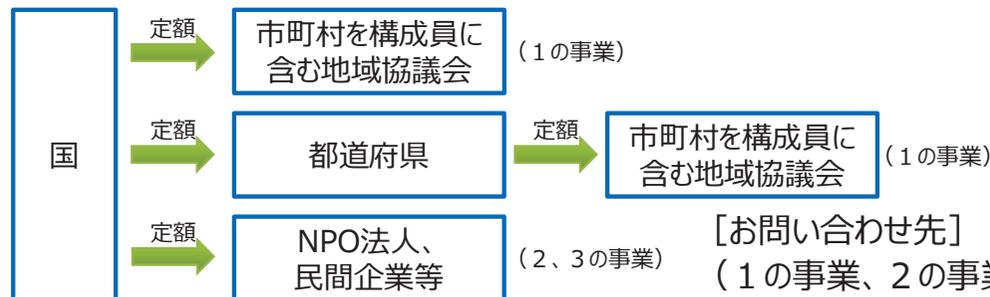


WebサイトやSNSによる  
 優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業、2の事業)
- (3の事業のうち優良事例の情報発信)
- (3の事業のうち農業遺産等の情報発信)

- 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)
- 農村計画課 (03-3502-6001)
- 鳥獣対策・農村環境課 (03-6744-0250)

# 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和8年度予算概算決定額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

## <対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

## <事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

### 2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。

② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

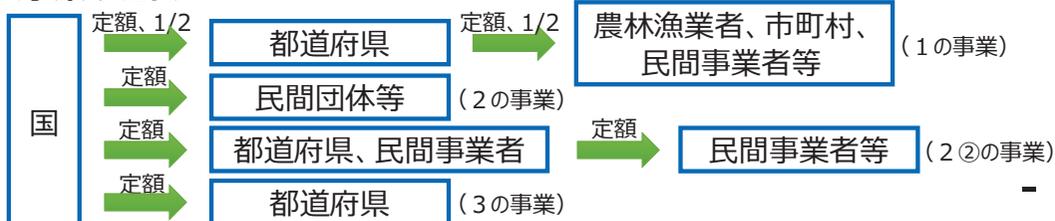
【事業期間：1年、交付率：定額】

### 3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 地域資源活用・地域連携推進支援事業

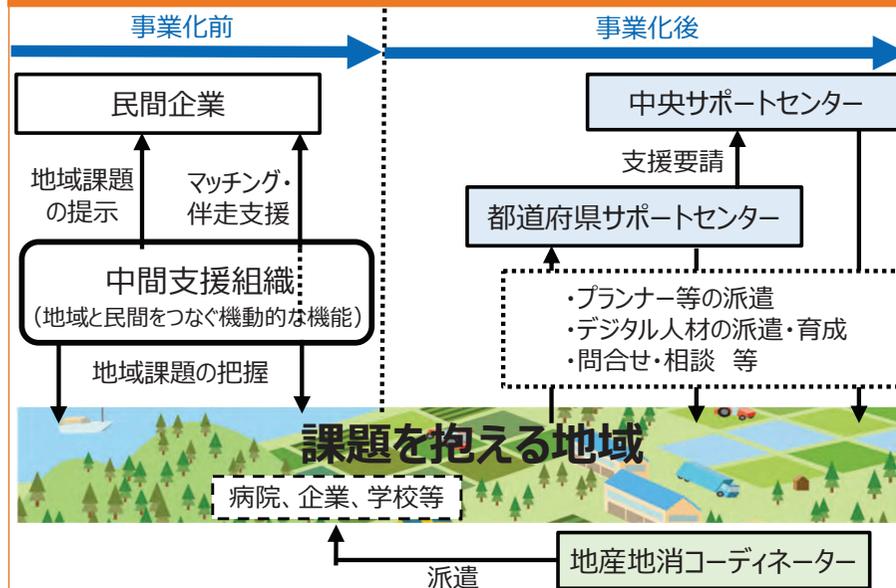


地域の農林水産物で  
新商品を開発



竹林の景観を活かした  
キャンプ事業の創出

### 地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】

1、2①③、3の事業 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)  
2②の事業 農村計画課 (03-6744-2141)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち  
**地域資源活用価値創出整備事業**  
**（定住促進・交流対策型及び産業支援型）**

令和8年度予算概算決定額  
 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人 [令和11年度まで]）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

**1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）**

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

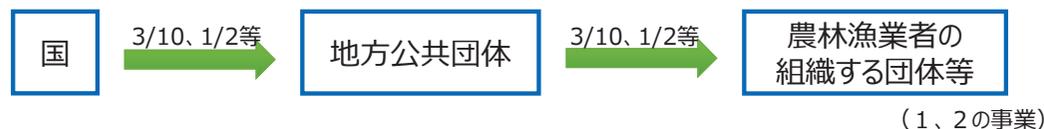
**2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）**

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる**農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

**再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備**については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
- ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
  - ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
  - ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

[お問い合わせ先] (1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)  
 (2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497)

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊を実施した地域が輸出産地等と連携**し、我が国の食文化への関心を有する**インバウンドによる食関連消費の拡大**を目指して「食」に特化した**高付加価値なコンテンツ**を造成する取組等を支援します。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人 [令和11年度まで]）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

- ア 農泊地域創出：農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの造成**、**Wi-Fi等の環境整備**等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】  
 [アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援]
- イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。  
 【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】
- ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に特化した**高付加価値コンテンツの造成**等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、ニーズ調査等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

<遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは1①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ>

② 農家民泊等における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

<農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ>



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。

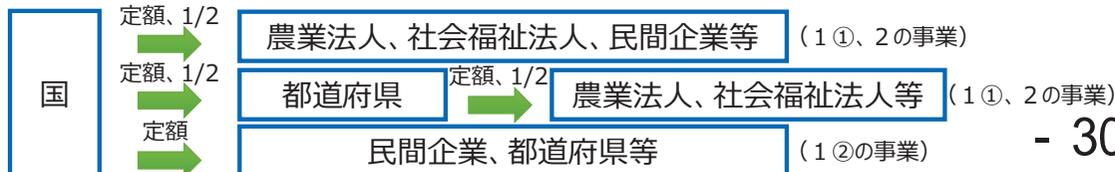
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、安全・衛生面に係る**附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修技術の習得



ユニバーサル農園の開設



地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発



専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

# 農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

令和8年度予算概算決定額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**※、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**※のほか、**棚田地域振興に関する取組**を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

## <事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① **中山間地農業ルネッサンス推進支援**：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② **元気な地域創出モデル支援**：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。  
【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

### 2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① **農村RMOモデル形成支援**
  - ア 活動着手支援型**：遊休農地活用の開始など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。
  - イ 一般型**：むらづくり協議会等が行う**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。  
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】  
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円  
※新規地区の採択は、令和8年度まで
  - ウ 地域連携型**：**活動継続計画の策定**や**地方公共団体等と連携した取組**を支援します。  
【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

- ② **農村RMO形成伴走支援**  
協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**等の取組を支援します。

### 3. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：**人材確保・育成のための取組**とともに、維持管理労力の軽減のための**小規模な整備に必要な調査・計画**を支援します。  
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

※下線部は拡充事項

### 1. ② 元気な地域創出モデル支援



### 2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



### 3. 棚田地域振興対策推進事業

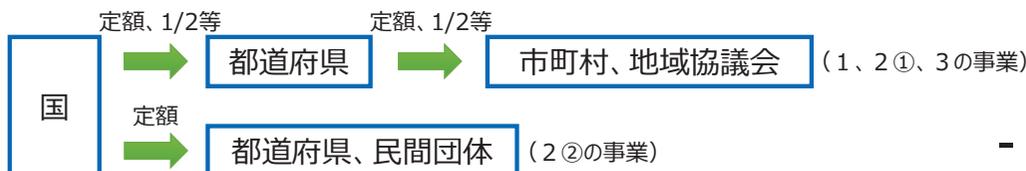


社会課題解決や魅力向上を通じた  
地域活性化

「むらづくり」を推進

棚田を核とした  
地域振興

## <事業の流れ>



# 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

令和8年度予算概算決定額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する**農村RMO**※の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う**実証事業**のほか、協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**や**全国プラットフォームの運営**等を支援します。

※ **農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）**  
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

## <事業目標>

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 農村RMOモデル形成支援

#### ① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

#### ② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

#### ③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した実証事業等**を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

### 2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成等**を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの運営**を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

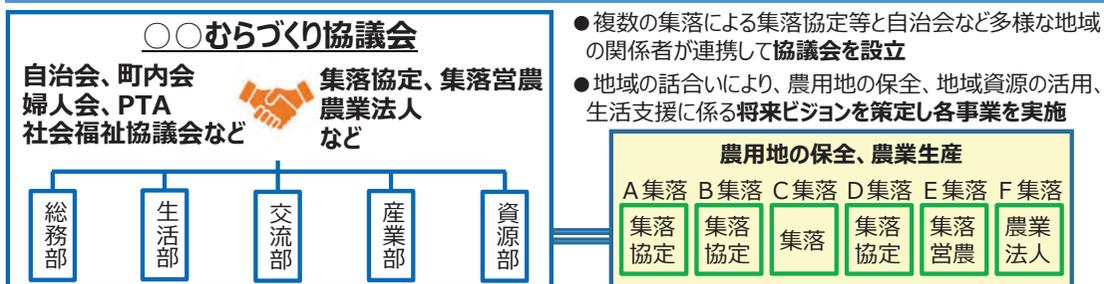
※下線部は拡充事項

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



### 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

#### 農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



#### 農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」



#### 農村RMO形成伴走支援



## <対策のポイント>

都市等との交流、移住、定住及び二地域居住等を推進し、「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、人材確保・育成の取組等を支援するとともに、棚田等の保全に係る維持管理労力を軽減するための水路、耕作道、法面補修等の小規模な整備を支援します。

## <事業目標>

棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の策定数（250計画〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

地域外からの活力も導入する等多様な人材を受け入れる体制を整備し、優良事例や先進的な取組の展開、棚田地域とサポーター（NPO、企業等）とのマッチング等を通じて、人材確保・育成のためのモデル的な地域振興活動に係る取組を支援するとともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な情報収集等調査・計画を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

※対象地域：指定棚田地域活動計画の認定地域

### 2. 地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)のうち指定棚田地域保全整備

指定棚田地域において次の整備を行います。

- ①水路
- ②耕作道
- ③小規模なほ場整備
- ④法面補修
- ⑤地域振興活動拠点整備（駐車場、更衣スペース等）等  
（※指定棚田地域振興活動計画を農山漁村活性化法に基づく活性化計画とみなす）

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農村振興局地域振興課 (03-6744-2081)  
 (2の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト> 交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年、<ハード> 交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

<事業の流れ>

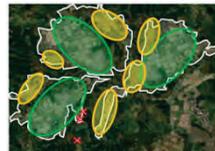


1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



【放牧】

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【省力化機械の導入】



【蜜源作物等の作付け】

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【荒廃農地の解消】



【荒廃農地の支障物撤去】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

荒廃農地を解消し、農山漁村地域を活性化

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区[令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

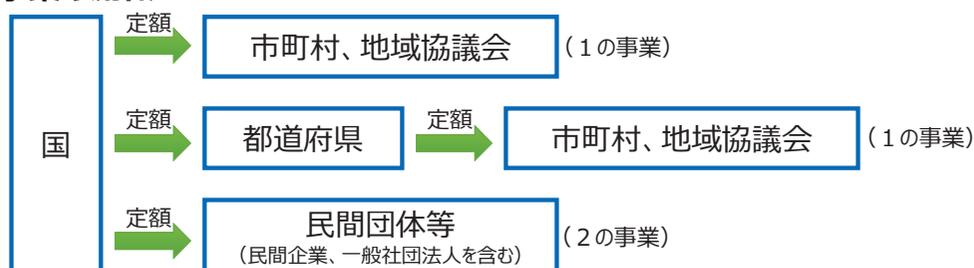
山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓**や**山村の価値・魅力の普及**のため、**バイヤー等との商談会や販売会**の開催、**情報発信**などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップ**の実施を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査  
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための  
合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催  
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、  
付加価値向上等を図る取組

地域資源（農林水産物等）を使った地域産品づくり※  
観光体験プログラム開発、モニターツアー実施  
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり  
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等  
※商品の製造加工を非振興山村地域で行うことも可能



地域資源を活用したビジネス創出の支援

外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習

ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

② 山村振興セミナー支援

2. ①商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大  
に向けた取組の推進

## <対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等**を支援します。

## <事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

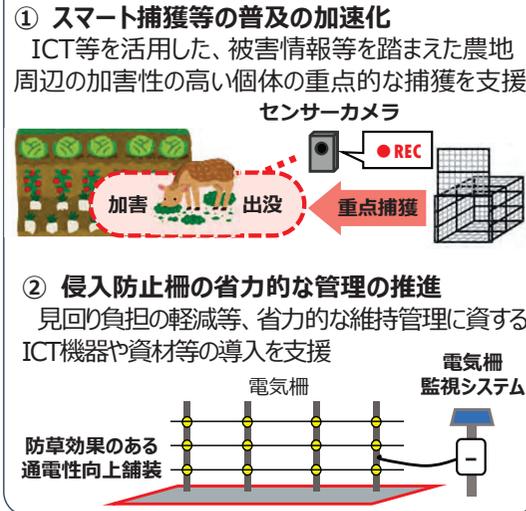
- ① 鳥獣被害防止総合支援事業  
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大等**を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業  
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業  
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業  
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業  
**シカの集中捕獲**や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業  
**スマート鳥獣害対策**と**農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策**等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

## <事業イメージ>

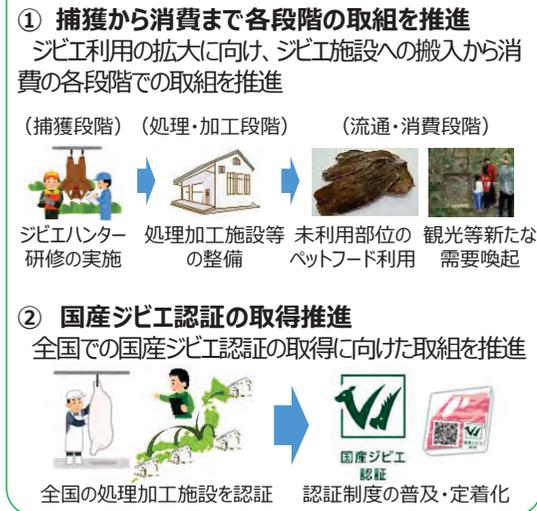
### 〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



### 〔鳥獣対策の取組〕



### 〔ジビエ利用推進の取組〕



### 〔クマ対策の取組〕



## <事業の流れ>



# 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

令和8年度予算概算決定額 50,048百万円（前年度 50,048百万円）

## <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

## <事業目標>

- 農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha〔令和12年度まで〕）
- 農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円（前年度48,463百万円）

- 農地維持支払**  
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等  
農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

### 資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等  
老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

## 【加算措置】

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

項目		交付単価	項目	交付単価	
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農業を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	800	組織の体制強化への支援	広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合	40万円/組織
	長期中干し	800			
	冬期湛水	4,000	※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班		
	夏期湛水	8,000			
	中干し延期	3,000	作溝実施	4,000	
	江の設置等	3,000	作溝未実施	3,000	